○○プロジェクト／（研究開発テーマ名を記載）

「データの取り扱いについての合意書」

（目的）

第１条　本合意書は、「○○プロジェクト／（研究開発テーマ名を記載）」（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要なデータの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

（定義）

第２条　本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施する○○○○、○○○○…（プロジェクト参加者を記載）をいう。

　二　「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

　三　「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（データ検討委員会）

第３条　本プロジェクトにおける研究開発データの取扱いを適切に行うため、データマネジメント機能を付与した委員会（以下、本合意書において「データ検討委員会」という。）を設置する。

　　（注：知財運営委員会等にデータマネジメント機能を付与する場合は、データ検討委員会の代わりに当該委員会名を記載）

２　データ検討委員会は、本プロジェクトにおける研究開発データの取扱いについて審議決定する。

３　データ検討委員会の審議内容、議決方法、構成員その他データ検討委員会の運営に関する事項は、別途定める運営規則によるものとする。

（本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第４条　プロジェクト参加者は、データ検討委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、データ検討委員会の承認が得られた研究開発データのうち、自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

（研究開発データの管理）

第５条　プロジェクト参加者は、自主管理データについて、データマネジメントプランを作成してＮＥＤＯ及びデータ検討委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正してＮＥＤＯ及びデータ検討委員会に提出する。

２　研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、データ検討委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（研究開発データの利用許諾）

第６条　プロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ａ」という。）が、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者（以下本項において「参加者Ｂ」という。）が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ（本プロジェクト内での研究開発活動のために、参加者Ｂが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データを含む。）について利用許諾を求めた場合、参加者Ｂは参加者Ａに必要な範囲で、原則として利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。（プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

　　ただし、参加者Ｂが当該研究開発データについて参加者Ａに利用許諾することにより、参加者Ｂに既存の又は将来の事業に影響を及ぼすこと（参加者Ｂの競争優位が損なわれることを含む）が予想される場合には、参加者Ｂは、合理的な理由ありとして、利用許諾を拒否することができるものとする。

　　利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、データ検討委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

２　プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。

３　プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

（本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い）

第７条　プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとする。

（協議）

第８条　本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、データ検討委員会において審議し、決定するものとする。

（本合意書の改訂）

第９条　データ検討委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

２　データ検討委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前にＮＥＤＯに届け出るものとする。

（有効期間）

第１０条　本合意書は、○年○月○日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。

本合意書が有効であることの証として本書○○通を作成し、本プロジェクトの当事者であるプロジェクト参加者がそれぞれ署名（又は記名押印）の上、各１通を保有する。

○○○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職）

（氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職）

（氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・